

## 令和 4 年度 練馬区障害福祉サービス事業者等指導実施方針・実施計画

### 1 策定根拠

練馬区障害福祉サービス事業者等指導および監査実施要綱（平成 26 年 11 月 15 日 26 練福障第 10648 号。以下「要綱」という。）第 5 条

### 2 基本方針

適正かつ透明性のある事業運営の確保、利用者保護および障害福祉サービス等の質の向上を図ることに主眼を置いて、指導を実施する。指導に際しては、基準等に定めるサービスの内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底を図るとともに、適切な助言・指導を行う。

### 3 実地指導

障害福祉サービス事業者等の事業所または施設の実地において検査し指導を行う。

#### (1) 実地指導の重点項目

##### ア 適正かつ透明性のある事業運営の確保

- (ア) 職員配置基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。
- (イ) 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- (ウ) 自立支援給付費等の算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- (エ) 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- (オ) 運営規程の概要や従業者の勤務体制等、利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。
- (カ) 計画相談支援や障害児相談支援を行う事業所において、業務管理体制に関する事項を届け出ているか。また、適切な届出先となっているか。

##### イ 利用者保護とサービスの質の確保

- (ア) 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- (イ) 利用者に対し、虐待行為や身体拘束等を行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止や身体拘束等の適正化のため、責任者の設置や委員会の開催等必要な体制等の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。

- (ウ) 施設入所支援や就労継続支援B型、共同生活援助等を行う事業所において、非常災害時の対応についての具体的な防災計画を立てているか。また、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- (エ) 苦情、事故、感染症および食中毒が発生した場合、適切に対応できる体制がとられているか。
- (オ) サービス提供を開始するに当たり、内容および手続の説明ならびに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。
- (カ) 児童発達支援および放課後等デイサービスを行う事業所において、各ガイドラインが遵守されているか。

## (2) 実地指導の体制

- ア 人員、設備および運営等に関する指導については、主に福祉部指導検査担当課障害福祉サービス検査係が担当する。
- イ 就労支援事業会計に関する指導については、主に福祉部指導検査担当課社会福祉法人係が担当する。

## (3) 実地指導対象事業所等の選定基準

### ア 選定方針

原則として、令和4年4月1日現在、指定等を受けている区内事業所等から選定する。ただし、年度途中で指定等を受けた事業所等においても、必要があると認められる場合は、指導の対象とする。

### イ 対象事業所

- (ア) 練馬区が所轄する社会福祉法人が運営する事業所等
- (イ) 練馬区が指定または登録を行う事業所等
- (ウ) 苦情、相談の多く寄せられている事業所等
- (エ) 相当の期間にわたって、実地指導を実施していない事業所等
- (オ) 過去の実地指導において、指摘事項の改善が図られていない事業所等
- (カ) 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な事業所等
- (キ) その他、実地指導を行うことが適当と認められる事業所等

## 4 集団指導

障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法により指導を行う。

### (1) 集団指導の重点項目

- ア 人員、設備および運営に関する基準について
- イ 自立支援給付費等に関する請求事務等について
- ウ 制度改正内容等について
- エ 過去の実地指導における指導事例について

(2) 集団指導の体制

ア 人員、設備および運営等に関する基準については、主に福祉部指導検査担当課障害福祉サービス検査係が担当する。

イ 自立支援給付費等に関する請求事務等については、主に福祉部障害者サービス調整担当課障害者給付係が担当する。

(3) 集団指導対象事業所等の選定基準

ア 選定方針

原則として、令和4年4月1日現在、指定等を受けている区内事業所等から選定する。ただし、年度途中で指定等を受けた事業所等においても、集団指導の開催時期等に応じて、指導の対象とする。

イ 対象事業所

- (ア) 訪問系サービス事業所
- (イ) 日中活動系サービス事業所
- (ウ) 居住系サービス事業所
- (エ) 障害児系サービス事業所
- (オ) 相談支援サービス事業所
- (カ) 移動支援サービス事業所

## 5 実施計画

(1) 実地指導

ア 検査事業所数 85 事業所

イ 検査対象サービス数 103 サービス

なお、練馬区が所轄する社会福祉法人が運営する事業所の検査については、社会福祉法人と事業所の一体的検査を実施する。

(2) 集団指導

上記4(3)イの事業所を対象に実施する。ただし、事業所の負担等を考慮し、東京都が行う集団指導の実施状況等により、対象としない場合がある。

(3) 実施時期

令和4年5月から令和5年3月までの間で実施する。

(4) その他

実施時期および実施方法等については、新型コロナウイルス感染症の都内の感染動向や指導検査対象事業所の状況を考慮するとともに、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の柔軟な対応について（令和2年6月12日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室事務連絡）」を踏まえて、柔軟に対応する。